高圧ガス(冷凍)販売事業の手続きについて

1 法令等

- (1) 法20条の4(販売事業の届出)
- ① 販売所ごとに、事業開始の20日前までに都道府県知事に提出
- ② 提出を要しない場合
 - ア) 第1種製造者がその事業所で製造した高圧ガスをその事業所で販売する場合
 - イ)次の高圧ガスを常時容積5m³未満の貯蔵数量で販売する場合「令6条]
 - 医療用の高圧ガス(但し、在宅酸素療法用の液化酸素は届出が必要)
 - 内容積300m1以下の容器内において、温度35℃で圧力20MPa以下の高圧ガス
 - ・ 消火器内における高圧ガス
 - ・ 内容積1.21以下の容器内における液化フルオロカーボン
 - 自動車又はその部分品内における高圧ガス
 - 大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス (エア・サスペンション、ショックアブソーバ、アキュムレータ 等)
 - 注) 修理等による冷媒ガスの補充(法第20条の4ただし書きを除く)については、 一般則に基づく販売事業の届出になるので、ご注意ください。

(2) 冷凍則26条(販売業者に係る販売の事業の届出)

- ① 様式第13の「高圧ガス販売事業届書」による
- ② 添付書類(相続、合併、遺贈又は営業の譲渡により販売事業継続の場合省略可)
 - ア) 販売の目的を記載したもの「販売する冷凍設備の種類、販売先の区分(例 一般家庭、喫 茶店等)等を具体的に記載すること」
 - イ)技術上の基準(法20条の6第1項)に関する事項を記載したもの
- (3) 法20条の6 (販売の方法) → 冷凍則27条 (販売業者等に係る技術上の基準)
- ① 冷媒設備の引渡しは、腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、漏洩していないものをもってすること
 - ② 冷凍設備には、転倒、転落等による衝撃防止措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと
 - ③ 引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること
- (4) 法15条(貯蔵) → 冷凍則20条(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

販売業者等に係る技術上の基準(冷凍則27条第2号)の基準とする

2 手続き (販売業者)

(1)提出書類

様式第13「高圧ガス販売事業届書」

(2) 添付書類

- ① 別様式1「販売所の明細(冷凍)」
- ② 別様式2「販売所案内図」
- ③ 販売台帳、消費先保安台帳 等 (その他販売に必要な帳簿等も含む)
- ④ 容器置き場の概要(図面および写真 等)
- ⑤ その他必要とみなされるもの(法人の場合:定款・登記簿謄本等)

(3)提出部数

正副2部(副本はコピー可)

(4)提出方法

- ① 事前に電話等により予約のうえ、当課まで持参
- ② 書類が完備されている場合、副本は入件印押印後返却 (事業者で大切に保管してください。)

【 提出・問い合わせ先 】

山梨県防災局消防保安課 (県庁防災新館4階) 保安管理担当 提出時には事前に電話で予約してください。

電話番号:055-223-1434 (直通)

(604) 様式第13 (第26条関係)						
高圧ガス販売事業届書	冷凍	× 整	理番号			
间压水水池ず水油目		× 受理	里年月日	年	月	日
名称(販売所の名称を含む。)						
	Ŧ					
事務所(本社)所在地	電話番号:	(()			
	Ŧ					
販売所所在地 	電話番号:	(()			
販売をする高圧ガスの種類						
年月日						
代表者 氏 名						
山梨県知事 殿						

電話番号:

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

連絡担当者:

販売所の明細 (冷凍)

1 販売の目的				
(1) 販売用途 *該当に○	冷媒 その他 ())
(2) 販売形態 *該当に〇	容器(カードルを含む) ローリー(長尺容器含む) その他()
(3) 販売方法	購入先	メーカー名		
		名 称		
		住 所		
	販売先 *該当に○		事業者(建設会社等)・事業所(工場等))
(4)販売所位置	別添案内図のとおり			
(5) 容器置場	所 在 地 販売所との関係 *該当に○			
又は貯蔵所			同一敷地内 同一敷地外 (m) 他者委託 (別添委託契約書のとおり)	
	貯蔵ガン	スの容積		
	位置	・ 構 造	別添図面及び写真のとおり	
2 販売基準 (1) 冷媒設備の	引渡し			
(2) 冷凍設備の値及び取扱い	衝撃防止措置			
(3) 保安台帳等 別添 保安台		別添 保安台	帳等のとおり	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 必要でない項は抹消すること。
 - 3 販売業者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本を添付すること。

販売所案内図

反売所の名称:	 	
		N /

- * 自動車を使用する場合の道順
- * 交通機関を使用する場合の道順

容器置場の概要

直場面積		<u>m</u>		
容器置場の配	置図			

容器置場の写真				